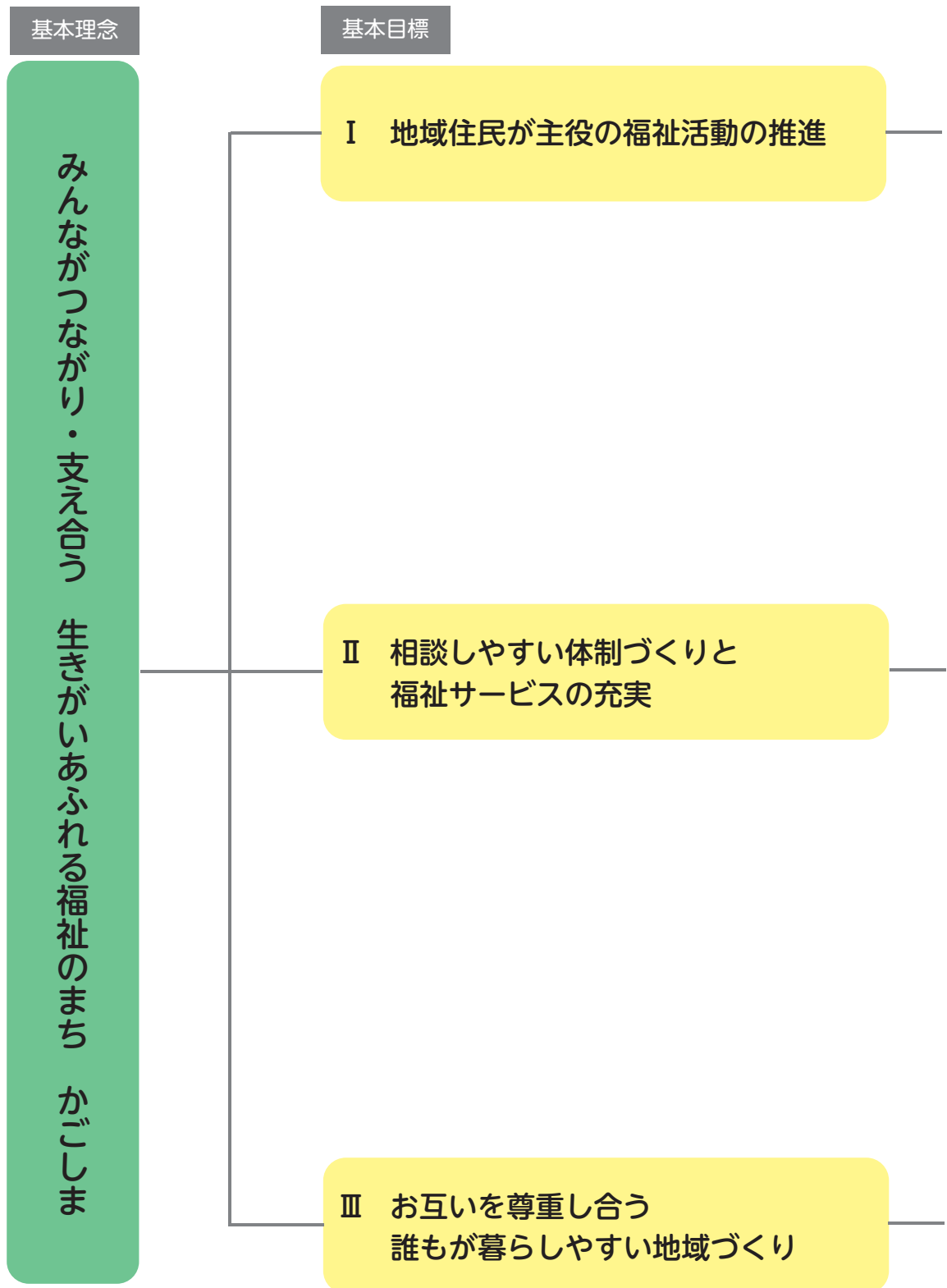


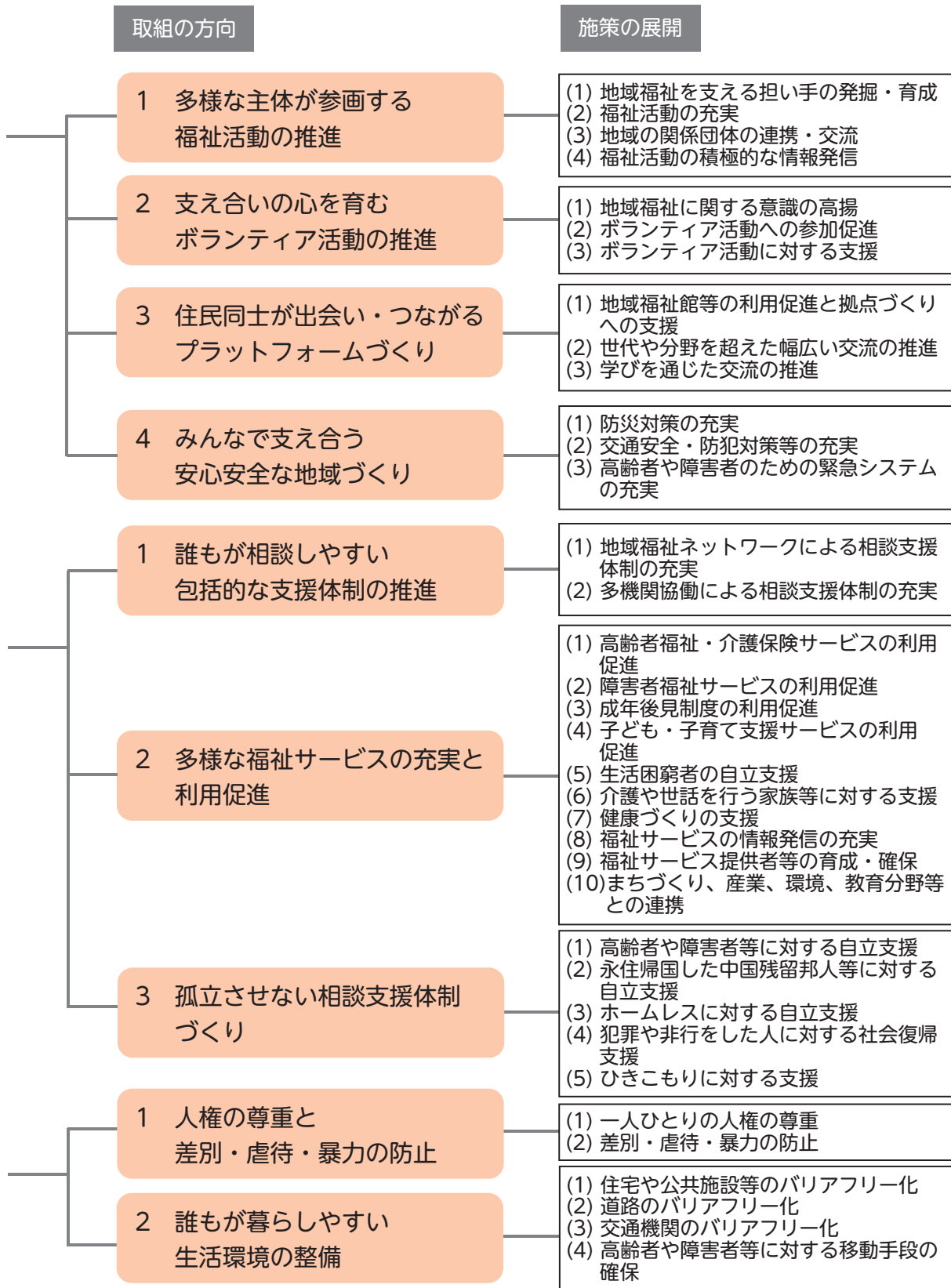
第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 計画の体系





2 施策の展開

【基本目標 I】 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

取組の方向1 多様な主体が参画する福祉活動の推進

○現状や課題

- ・ 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会等の地域の関係団体においては、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えています。
- ・ 人と人とのつながりが希薄化する中、隣近所同士の助け合い（近助）や地域での支え合いなど「共助」の重要性が高まっており、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていく必要があります。
- ・ 地域の福祉活動を効果的に展開していくためには、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会などの地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、福祉活動を推進していく必要があります。
- ・ 地域では、さまざまな福祉活動が行われていますが、地域住民に十分に認知されていない状況にあります。

○今後の方向性

多様な主体が参画する福祉活動を推進していくため、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めるほか、福祉活動のさらなる充実や地域の関係団体の連携・交流の促進を図るとともに、福祉活動の積極的な情報発信に努めます。

<施策の展開>

(1) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域住民が主役の福祉活動を推進していくため、地域の関係団体は、地域住民に対して、福祉活動を積極的に情報発信し、幅広く気軽に参加できる福祉活動を展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘に取り組むとともに、地域福祉館や市社会福祉協議会支部（以下「地域福祉館等」という。）や地域福祉支援員は、その活動を支援します。

また、介護や障害、子育てなどに関する養成講座の開催等を通じて、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めます。

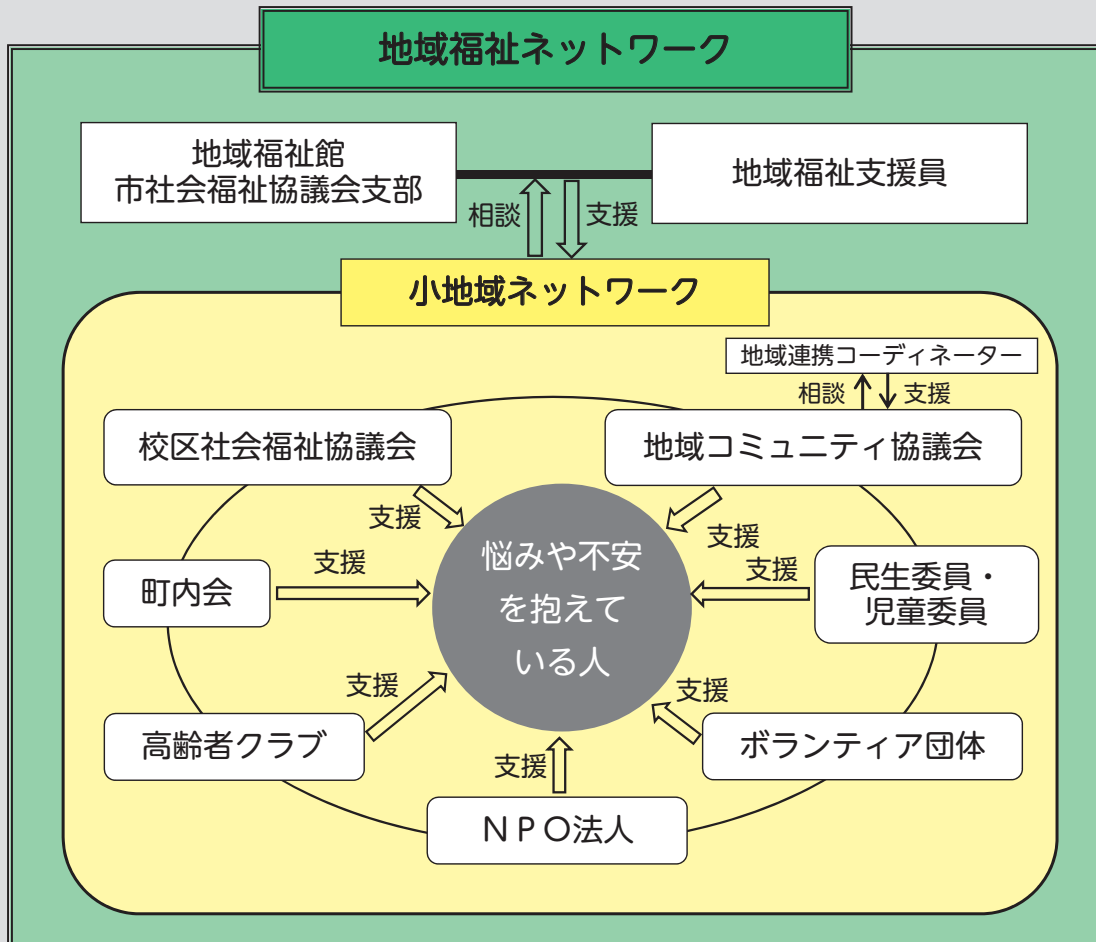
(2) 福祉活動の充実

支え合う地域づくりを推進するため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体などの活動を支援する

とともに、地域福祉館等や地域福祉支援員は、これらの活動に対して、助言や情報提供等を行い、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図ります。

また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である町内会への加入を促進します。

■地域福祉ネットワーク及び小地域ネットワークのイメージ図



・小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、民生委員・児童委員等が連携を図りながら、日常生活圏域において、さまざまな福祉活動を行うほか、悩みや不安を抱えている人に対して支援を行う仕組み。

・地域福祉ネットワーク

地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

(3) 地域の関係団体の連携・交流

地域の福祉活動を効果的に展開していくため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会など地域の関係団体は、お互いに連携を図りながら活動し、地域福祉館等や

地域福祉支援員、地域連携コーディネーターは、その活動に対して、助言や情報提供を行うなど、地域の関係団体の連携・交流を促進します。

(4) 福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に行き届けるため、回覧板や掲示板、校区社協だより、福祉館だよりのほか、ホームページやSNSなど各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

取組の方向2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進

○現状や課題

- ・地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心を持ってもらう必要があります。
- ・ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況もあります。
- ・地域において支援を必要とする方が増加する中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成のほか、ボランティア活動団体への支援に努める必要があります。

○今後の方向性

支え合いの心を育むボランティア活動を推進していくため、イベントや福祉活動などを通じて、地域福祉に関する意識の高揚を図るほか、ボランティア活動への参加促進を図るとともに、ボランティアのコーディネートを行うなど、ボランティア活動への支援に努めます。

<施策の展開>

(1) 地域福祉に関する意識の高揚

多くの人に地域福祉に関心を持ってもらうため、市社会福祉協議会と「わくわく福祉交流フェア」を共催するほか、小地域ネットワーク活動の活性化など、さまざまな機会を通じて、地域福祉に関する意識の高揚を図ります。

(2) ボランティア活動への参加促進

社会貢献活動や福祉活動に関する意識高揚を図るため、ボランティアやサポーター養成講座を開催するほか、ボランティア活動への理解促進や入門講座等の開催、活動の担い手となる個人・団体の登録の推進などに取り組むボランティアセンターへの支援を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

(3) ボランティア活動に対する支援

ボランティア活動の活性化を図るため、活動への助言やボランティアコーディネーター、ボランティア団体間の交流促進、児童生徒や高齢者の活動促進などに取り組むボランティアセンターを支援します。

また、地域福祉館等や地域福祉支援員は、地域の関係団体に対して、ボランティア活動に関する助言や情報提供を行うなど、ボランティア活動を支援します。

取組の方向3 住民同士が出会い・つながるプラットフォームづくり

○現状や課題

- ・地域の福祉活動を推進していくためには、身近な地域に活動拠点が必要であるため、地域福祉館等のさらなる利用促進に努めるほか、地域主体による拠点づくりを支援していく必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化の進行、人と人とのつながりが希薄化する中、身近な地域において、住民同士が交流する場の創出に努める必要があります。

○今後の方向性

住民同士が出会い・つながるプラットフォームづくりに向けて、地域福祉の推進拠点である地域福祉館等のほか、さまざまな公共施設の利用促進を図るとともに、地域の拠点づくりの支援に努めます。

また、年齢や障害の有無などに関わらず、世代や分野を超えた幅広い交流を推進するほか、生涯学習の機会の提供など、学びを通じた交流を推進します。

<施策の展開>

(1) 地域福祉館等の利用促進と拠点づくりへの支援

地域の福祉活動を推進していくため、拠点となる地域福祉館等において、各種交流や福祉活動、小地域ネットワーク活動及びボランティア活動を支援するとともに、福祉に関する相談や情報提供等を行うほか、情報発信に努めるなど、地域福祉館等の利用促進を図ります。

また、住民同士の各種交流や福祉活動の拠点として、地域公民館や校区公民館、学校、福祉施設、公園などの利用促進を図るほか、町内会の集会所の建築費を助成するなど、地域の拠点づくりの支援に努めます。

(2) 世代や分野を超えた幅広い交流の推進

住民同士がつながり、お互いに支え合いながら暮らしていけるよう、高齢者同士の交流や高齢者と子どもとの交流、スポーツを通じた障害者交流を促進するほか、すこやか子育て交流館などにおいて、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、

地域の子育てサロンを支援するなど、世代や分野を超えた幅広い交流を推進します。

(3) 学びを通じた交流の推進

住民同士が学ぶ喜びや生きがいを持ち、仲間をつくり、毎日楽しく過ごせるよう、生涯学習プラザや地域公民館で各種講座を実施し、生涯学習の機会を提供するなど、学び場の充実に努めます。

また、校区社会学級（家庭教育学級・父親セミナー・成人学級・女性学級）において、さまざまな課題について学習し、その成果をまちづくりに生かすなど、学びを通じた交流を推進します。

取組の方向4 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

○現状や課題

- ・大雨や台風、地震、火山噴火など、さまざまな危機事象が全国各地で発生している中、「自らの命は自ら守る」、「地域住民で助け合う」といった防災意識の高揚を図るほか、地域の防災対策の充実に努めます。
- ・交通事故などの不慮の事故が身近な地域で発生しているほか、声掛けやつきまとい事案など、子どもが犯罪にあう危険が増加しています。
- ・高齢者や障害者が被害者となる特殊詐欺や消費者トラブルのさらなる増加が懸念されています。また、ひとり暮らしの高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

○今後の方向性

みんなで支え合う安心安全な地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、避難行動要支援者を支援するなど、地域の防災対策の充実に努めます。

また、地域住民を交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守るため、交通安全・防犯対策等の充実に努めるほか、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、緊急システムの充実に努めます。

<施策の展開>

(1) 防災対策の充実

災害に強い地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時に避難の手助けが必要な避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成し、支援に必要な情報を避難支援等関係者と共有するとともに、地域の関係団体が行う見守り活動や支え合いマップ作成の支援、自主防災組織が行う防災訓練等の活動促進など、地域の防災対策の充実に努めます。

(2) 交通安全・防犯対策等の充実

高齢者や障害者、子どもなどを、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守り、安心安全で暮らしやすい地域づくりを進めるため、防犯パトロールや見守り活動への支援のほか、消費者啓発を推進するなど、地域の関係団体や関係機関が連携を図りながら、地域の交通安全・防犯対策等の充実に努めます。

(3) 高齢者や障害者のための緊急システムの充実

在宅のひとり暮らしの高齢者や障害者等が安心して暮らしていけるよう、家庭内での急病や事故などの緊急時に対応する安心通報システムの設置や福祉電話の貸与など、緊急システムの充実に努めます。

【基本目標Ⅱ】 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組めます。

取組の方向1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進

○現状や課題

- ・悩みや不安を感じたときに、近所の人や地域の関係団体に相談する方は少なく、一方で、困ったときに頼れる人が身近にいない方が少なくありません。
- ・個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

○今後の方向性

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進していくため、悩みや不安を抱えている人を孤立させずに、適切な支援に結びつけることができるよう、地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実に図ります。

<施策の展開>

(1) 地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実

誰もが気軽に相談しやすい体制づくりに向けて、地域の関係団体は、お互いに連携を図りながら、悩みや不安を抱えている地域住民を把握し、相談支援機関へつなぐなどの支援に努めることとし、地域福祉館等や地域福祉支援員は、関係団体に対して、助言や情報提供を行うなど、地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実に努めます。

(2) 多機関協働による相談支援体制の充実

8050問題やダブルケア、社会的孤立など、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、包括的に相談を受け止める体制の充実に努めるとともに、高齢・介護や障害、子ども、生活困窮など各福祉分野の相談支援機関の連携強化を図ります。

また、さまざまな支援ニーズにきめ細やかに対応していくため、福祉のほか、住宅、就労、消費生活、教育、人権などとも連携した総合的な相談支援体制づくりに努めます。

取組の方向2 多様な福祉サービスの充実と利用促進

○現状や課題

- ・高齢化の進行や核家族化の進展などにより、地域住民のニーズが多様化してきている中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援も求められてきています。
- ・運動不足などにより、生活習慣に課題のある人が増えているほか、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えています。
- ・支援を必要としている人に、必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。
- ・各種福祉サービスのさらなる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。
- ・地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の領域だけではなく、さまざまな分野との連携が必要です。

○今後の方向性

多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るため、高齢・介護や障害、子ども、生活困窮など、多様な福祉サービスの充実を図るほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、地域住民の体とこころの健康づくりを支援するほか、福祉サービスの情報発信の充実や福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

さらに、地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、まちづくりや産業、環境、教育分野等と連携を図りながら、さまざまな取組を推進します。

<施策の展開>

(1) 高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進

高齢者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、高齢者クラブやお達者クラブの活動支援のほか、地域包括支援センターや高齢者福祉センターにおける相談支援、敬老パスの交付、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトの養成など、高齢者の生きがいづくりや社会参画の促進、安心・快適な暮らしの確保、認知症対策の推進、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

(2) 障害者福祉サービスの利用促進

障害者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、障害者基幹相談支援センターにおける相談支援のほか、友愛パスの交付、居宅介護や外出支援、児童発達支援や放課後等デイサービスの実施など、障害者の自立と社会参加の促進のほか、障害福祉サービス・療育等の充実、障害者を支える社会環境づくりの推進に取り組みます。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、「成年後見制度利用促進計画」（第5章）に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育てに希望あふれる地域づくりに向けて、子育てサロンなど地域の子育て活動を推進するとともに、子育て支援ネットワークの充実やすこやか子育て交流館・親子つどいの広場の利用促進を図るなど、地域の子育て力の向上に取り組みます。

また、保育の受け皿確保や児童クラブの整備など、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりのほか、子ども食堂への支援など、子どもの貧困対策や居場所づくりとともに、子ども自身の権利を尊重し、未来を応援する条例の制定に取り組みます。

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が地域で自立した生活ができるよう、生活・就労支援センターかごしまにおいて、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応するほか、住居確保給付金の支給や就労準備支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行うなど、生活困窮者の自立を支援します。

(6) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障害者の家族等の負担軽減を図るため、訪問介護や居宅介護、心をつなぐ訪問給食などによる支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援、家族介護講習会・交流会を行うなど、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、福祉や教育等が連携し、ヤングケアラーへの相談支援などに努めます。

(7) 健康づくりの支援

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、食育推進支援員の派遣のほか、健康づくりイベントや健康教室の開催、健康増進施設やスポーツ施設の利用促進、メンタルヘルス対策など、体とこころの健康づくりを支援します。

(8) 福祉サービスの情報発信の充実

多様な福祉サービスや福祉に関連する情報を、市民一人ひとりにタイムリーでわかりやすく提供するため、各種冊子・リーフレットをはじめ、広報紙「市民のひろば」やホームページ、SNSなどを効果的に活用して情報発信に努めるとともに、手話通訳のほか、点字や音声による情報提供を行うなど、福祉サービスの情報発信の充実に努めます。

(9) 福祉サービス提供者等の育成・確保

地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、福祉施設の従事者や地域で活動している民生委員・児童委員等の資質向上を図ります。

また、潜在的な人材の活用を促進するとともに、手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者等を養成するなど、福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

(10) まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携

地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて、住宅団地の活性化に向けた取組を促進するほか、住宅確保要配慮者への支援、商店街等の活性化支援や地域の美化活動への支援、地域とともにある学校づくりなど、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

取組の方向3 孤立させない相談支援体制づくり

○現状や課題

- ・地域のつながりが希薄化する中、高齢者や障害者、ひとり親家庭などは、地域で孤立しやすい状況におかれています。
- ・退職や人間関係などを理由にひきこもり状態となった方やその家族を、地域で孤立させずに、必要な支援を提供していく必要があります。

○今後の方向性

孤立させない相談支援体制づくりを推進し、高齢者や障害者、ひとり親家庭など、地域で孤立しやすい方々の自立と社会参加の促進を図ります。

また、ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

<施策の展開>

(1) 高齢者や障害者等に対する自立支援

高齢者や障害者、ひとり親家庭などが地域で孤立せずに、安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員による見守り活動や愛のふれあい会食、心をつなぐともしびグループ活動などを通じて、孤立しやすい高齢者や障害者等の把握に努めるほか、各種相談支援や福祉サービスの提供、就労支援を行うなど、自立支援に努めます。

(2) 永住帰国した中国残留邦人等に対する自立支援

永住帰国した中国残留邦人等が地域で孤立せずに、安心して暮らせるよう、支援・相談員を配置し、ニーズに応じた助言を行うなど、自立支援に努めます。

(3) ホームレスに対する自立支援

ホームレスが健康で文化的な生活を送ることができるよう、関係団体等と連携を図りながら、巡回相談や検診を実施し、必要に応じて、生活保護の申請や施設への入所に関する援助を行うなど、自立支援に努めます。

(4) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「再犯防止推進計画」(第6章)に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ります。

(5) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、生活・就労支援センターかごしまにおいて、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応するほか、精神保健福祉相談員による相談支援を行うなど、関係機関等と連携を図りながら、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

【基本目標Ⅲ】 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

取組の方向1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止

○現状や課題

- ・社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化しています。
- ・グローバル化による外国人住民の増加に伴い、国籍等に関わりなく、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組む必要があります。
- ・障害者への差別や虐待、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力が依然として存在しています。

○今後の方向性

地域で暮らすすべての人が、性別、年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりを推進します。

また、障害を理由とする差別の解消と虐待の防止のほか、児童や高齢者の虐待防止、男女共同参画の推進及び配偶者等からの暴力の防止に努めます。

<施策の展開>

(1) 一人ひとりの人権の尊重

さまざまな人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、学校や家庭・地域社会など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

(2) 差別・虐待・暴力の防止

障害を理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、障害に関する正しい理解の促進を図るとともに、障害者基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）において、相談支援の充実などに努めます。

子どもや高齢者への虐待を防止するため、警察など関係機関で構成されたネットワークを活用し、発生予防から早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、児童相談所の設置に向けた取組など体制強化を図ります。

男女共同参画の推進を図るほか、DVの予防啓発や配偶者暴力相談支援センターを拠点にDV被害者支援を行い、配偶者等からの暴力の予防と根絶に努めます。

取組の方向2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

○現状や課題

- ・高齢者や障害者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

○今後の方向性

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに向けて、住宅や公共施設等のほか、道路、交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障害者等に対する移動手段の確保に努めます。

<施策の展開>

(1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るため、住宅や集会所のバリアフリー化を支援するほか、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

(2) 道路のバリアフリー化

子どもや障害者、高齢者を含めすべての人が安全かつ快適に移動ができるよう、歩道のバリアフリー化を進めるほか、道路や歩道における放置自転車等による通行障害の解消に努めます。

(3) 交通機関のバリアフリー化

子どもや障害者、高齢者を含めすべての人が安全かつ快適に移動ができるよう、市電・市バス、桜島フェリーにおいて、超低床電車やノンステップバスの運行、バリアフリー船の運航を行うほか、旅客施設等のバリアフリー化に努めます。

また、民間の交通事業者とも連携を図りながら、バリアフリーに配慮した車両の導入等に努めます。

(4) 高齢者や障害者等に対する移動手段の確保

地域住民の買物や通院など日常生活における交通手段を確保するため、公共交通不便地域においてコミュニティバス等を運行します。

また、敬老パスや友愛パスの交付のほか、福祉有償運送の利用促進など、高齢者や障害者の移動手段の確保に努めます。